

【概要版】
**一般廃棄物処理施設
整備基本構想**

～八戸地域におけるごみ処理
システムの今後の在り方～

八戸地域広域市町村圏事務組合

1. 基本構想策定の趣旨

- ・ 周辺の自治体施設、民間施設の活用なども含め、ごみ処理の現状分析と課題抽出を行い、この課題の解決のため、施設の新設を含め、今後の処理方針等について長期的視点に立った検討を行います。
- ・ これらを安定したごみ処理システムの在り方として当基本構想にとりまとめたので、この概要版ではそのポイントをお示します。

2. ごみ処理施設の現状と課題

【現状】

- ・ 焼却施設である清掃工場（第一工場、第二工場）及びリサイクルプラザの老朽化が進んでいます。

施設	竣工年度	経過年数	延命化目標
八戸清掃工場 第一工場	平成8年度	26年	令和 6年度
八戸清掃工場 第二工場	昭和54年度	43年	令和 3年度
八戸リサイクル プラザ	平成12年度	22年	

- ・ また、焼却灰などを埋立処分する最終処分場は、あと約12年間で一杯になり、新しい処分先が必要になります。

【課題】

- ・ 長期の運転継続には大規模な主要機器の更新が必要となります。
- ・ 特に第二工場の延命化には耐震診断が必須条件となります。
- ・ 第一工場と第二工場は相互に補完関係にあり、今後のごみ処理の安定性確保に不安があります。
- ・ 清掃工場と最終処分場を新設した場合、整備時期が重複します。

3. 広域処理と民間活用の可能性

- ・ 処理方針の検討に当たり、周辺自治体との連携や民間活用の可能性を調査しました。
 - 更なるごみ処理の広域化、集約化について、三戸地区環境整備事務組合と協議しますが、当面は現状の体制を維持します。
 - 民間施設で受入ができる紙・布類のリサイクル及び焼却灰などの埋立について、民間施設の活用を検討します。

4. 手法の整理とモデル処理システムの選定

- 中間処理手法（焼却施設及びリサイクル施設）の選択肢と埋立処分手法（最終処分場）の選択肢を組み合わせ、次の5つのケースをごみ処理の安定性と経済性で比較検討した結果、「ケース2：現行踏襲案（埋立処分委託）」を選定しました。
- 具体的には、中間処理施設は段階的に新しい施設を整備し、一部の埋立処分（焼却灰など中間処理残渣の処分）を民間へ委託することにより、最終処分場は整備しません。

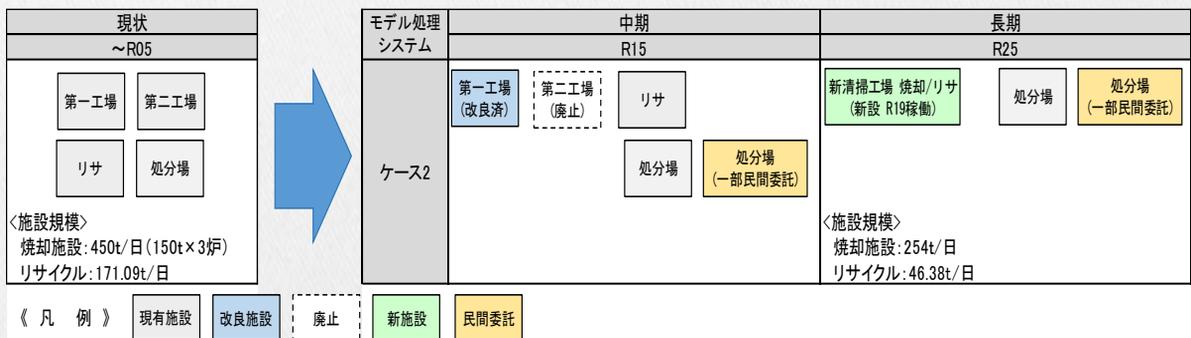
中間処理：可燃ごみを焼却したり、不燃ごみを破碎・選別することです。
 最終処分場：中間処理された焼却灰(可燃残渣)や不燃ごみ(不燃残渣)や土砂などを埋立処分する施設です。

【ケース1】現行踏襲案

中間処理施設と最終処分場を全て新設

【ケース2】現行踏襲案（埋立処分委託）

中間処理施設を新設し、一部の埋立処分を民間委託



【ケース3】リサイクル推進案

中間処理施設と最終処分場を全て新設し、生ごみ処理のためのメタンガス化施設を併設

【ケース4】リサイクル推進案（埋立処分委託）

メタンガス化施設を併設した中間処理施設を新設し、一部の埋立処分を民間委託

【ケース5】現有施設積極活用案

既存の中間処理施設を延命化し、一部の埋立処分を民間委託

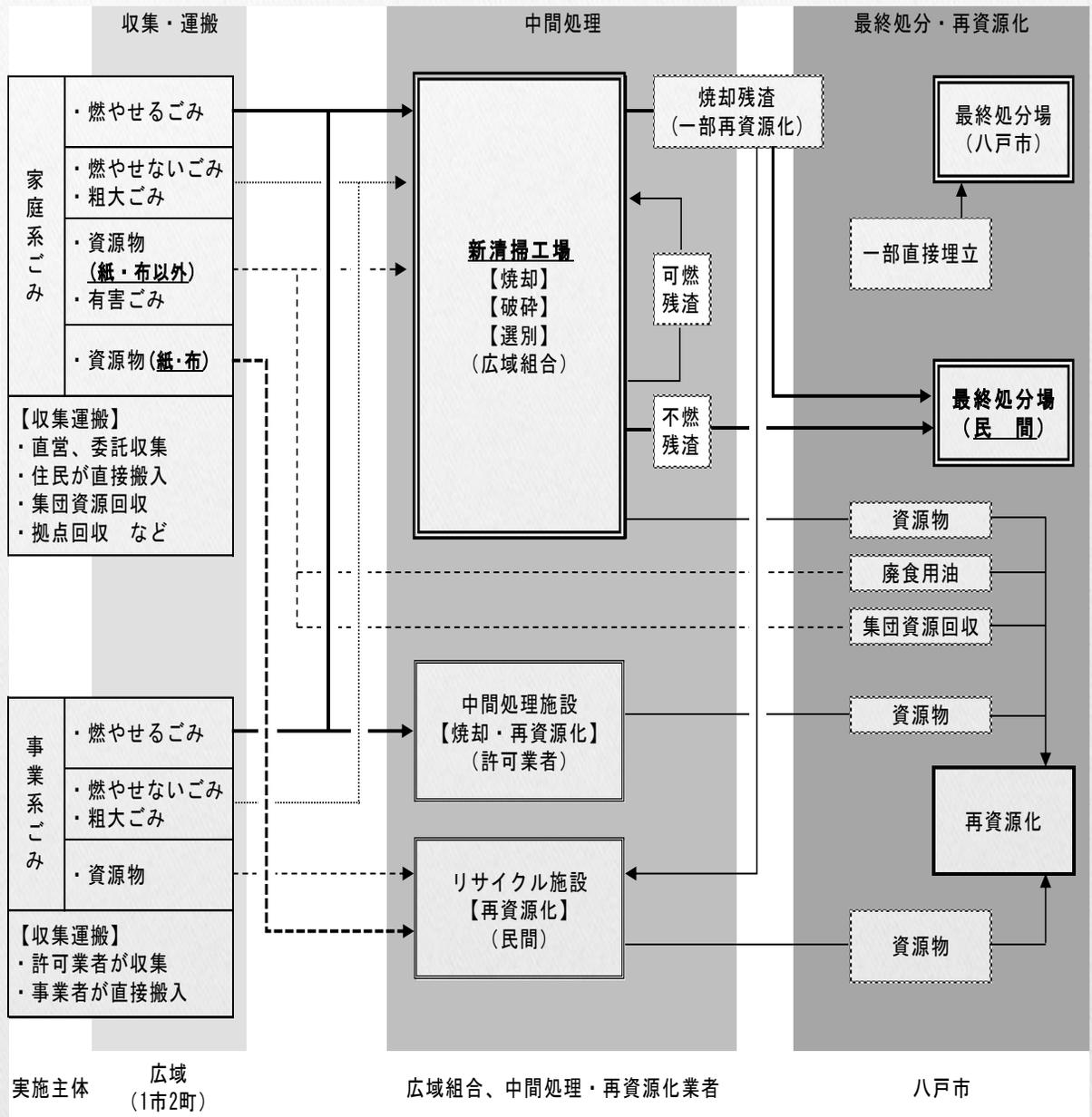
5. 整備に係る基本方針

- ・ 以上の検討を踏まえ、各構成市町で定めたごみ処理基本計画と整合性を図りつつ、廃棄物の持続的かつ適正な処理、循環型社会の形成及びSDGs（持続可能な開発目標）の推進を図るため、今後の施設整備に係る基本方針を次のとおり掲げます。

基本方針 1	「安全・安心に配慮した施設」 <ul style="list-style-type: none">・ 事故がなく、安全性に優れ、住民が安心して生活できる施設
基本方針 2	「災害に強く、強靱で安定的に処理できる施設」 <ul style="list-style-type: none">・ 構成市町で日々発生するごみを安定的に処理し続けることができ、大規模災害時にも早期復旧、継続的な処理を行い、地域の早期復興に貢献する施設
基本方針 3	「経済性・効率性に優れた施設」 <ul style="list-style-type: none">・ 施設整備費と維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減を図った施設
基本方針 4	「環境に配慮した施設」 <ul style="list-style-type: none">・ 効率的な資源とエネルギーの回収及び最終処分量の削減を図り、環境負荷の低減に貢献する施設
基本方針 5	「地域に開かれた施設」 <ul style="list-style-type: none">・ 環境啓発や情報発信のため施設見学や3R啓発のための機能を備え、住民に広く親しまれる施設

6. 将来のごみ処理体制

- 将来のごみ処理体制について、再編後のフロー図は次のとおりです。
- 新清掃工場は、この図中では焼却施設と破碎・選別施設を併設した施設としています。
- 家庭系ごみの資源物のうち「紙・布」は民間のリサイクル施設へ、新清掃工場から排出される焼却残渣と不燃残渣は民間の最終処分場へ搬入される部分がこれまでの処理体制と大きく変わるところです。



7. 施設整備スケジュール

- 新しい清掃工場が稼働開始するまでの施設整備スケジュールを以下のとおり示します。

項目	年度	備考	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036	R19 2037		
共通事務	一般廃棄物処理基本計画	廃精法※に基づき5年に1度見直し。次回見直しは2026年度。	見直し				見直し					見直し						見直し			
	循環型社会形成推進地域計画	交付金等を活用して施設整備や調査・計画・設計等を行うために策定。例年11月未までに県に提出。			第1期計画策定	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	第2期計画策定	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	第3期計画策定	1年目	2年目	3年目	4年目
第一工場	施設稼働計画	1995年9月稼働開始 基幹的設備改良工事(1回目)を2011~2012に実施。延命化目標年度は2024年度。	27年目	28年目	29年目	30年目	31年目	32年目	33年目	34年目	35年目	36年目	37年目	38年目	39年目	40年目	41年目	42年目			
	計画支援事業(基幹的設備改良工事)	長寿化総合計画 長寿化総合計画は交付対象外だが、生活環境影響調査と発注支援は交付対象。																			
	基幹的設備改良工事(解体設計・解体工事)	基幹的設備改良工事は3か年を予定。工事後10年以上稼働させる必要あり(交付要件)。					基幹的設備改良工事														(解体検討)
第二工場	施設稼働計画	1980年4月稼働開始 基幹的設備改良工事を実施せず、第一工場の基幹的設備改良工事が完了する2026年度まで施設を維持させる。	42年目	43年目	44年目	45年目	46年目	47年目													
	解体設計/解体工事	第一工場の基幹的設備改良工事が完了した前年度に解体設計。その後2か年度で解体工事。						(解体工事)													
新施設(新清掃工場)	施設整備基本構想 ~建設予定地決定まで	2037年4月稼働開始(予定) 施設整備基本構想 適地選定手続 住民合意形成	(16年前)	(15年前)	(14年前)	(13年前)	(12年前)	(11年前)	(10年前)	(9年前)	(8年前)	(7年前)	(6年前)	(5年前)	(4年前)	(3年前)	(2年前)	(1年前)			
	測量及び地質調査 ~事業者決定まで	適地選定手続期間並びに用地取得期間は見込みで、場所により異なる。 用地取得後、測量・地質調査、生活環境影響調査を経て事業者選定手続(総合評価一般競争入札を想定)。																			
	新施設建設工事	処理能力は254t/日、工事期間は5年と想定。 新清掃工場建設工事 (新リサイクルプラザ建設工事)																			稼働開始
リサイクルプラザ	施設稼働計画	2000年4月稼働開始 基幹的設備改良工事を実施せず、これまでと同様の維持管理方針にて施設を維持させる。	22年目	23年目	24年目	25年目	26年目	27年目	28年目	29年目	30年目	31年目	32年目	33年目	34年目	35年目	36年目	37年目			
	解体設計/解体工事	新施設竣工前年度に解体を検討。																			(解体検討)
最終処分場	施設稼働計画(処分場廃止計画)	2013年7月供用開始 焼却残渣及び不燃残渣は民間への処分委託を基本とし、災害時の緊急対応など、限定的な使用にとどめ、延命化を図る。	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	22年目	23年目	24年目	25年目		

※廃精法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律